

1 療養の給付（入院・外来）

医療機関で受診したときの自己負担割合は年齢によって変わります。

3歳未満…2割 3歳以上70歳未満…3割 70歳以上…1割または2割

就学前のお子さんについては福祉医療を実施しているため自己負担がありません。

70歳以上の人については下表のとおり1カ月の自己負担額に上限が決められています。

区 分		外 来	入 院
課税世帯	一 般	12,000円	40,200円
	一定以上所得者	40,200円	72,300円 ※3
非課税世帯	低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
	低所得Ⅰ	8,000円	15,000円

- ・一定以上所得者とは、課税標準額が124万円を超える人です。
- ・低所得Ⅱに該当する人は、市県民税非課税世帯の人です。
- ・低所得Ⅰに該当する人は、市県民税非課税世帯で、かつ各所得ごとの控除後の額が0円になる人です。

※3 医療費が361,500円を超えたときは、超えた分の1%が加算されます。

2 療 養 費

やむを得ず保険証を持たずに受診したときや、医師が必要と認めたコルセットなどの治療用装具代、および海外旅行中の受診など、いったん全額を支払った医療費については、国保へ申請し認められると国保負担分が払い戻されます。

3 高額療養費

医療機関への支払いが高額になり保険対象額が次の基準額を超えたときは、高額療養費が支給されます。1カ月ごと、医療機関ごと、入院・外来ごとに計算します。また、過去1年間に高額療養費の支給を3回受けている場合は、4回目から基準額が変わります。

区 分		3回目までの基準額	4回目以降の基準額
課税世帯	一 般	72,300円	40,200円
	上位所得者	139,800円	77,700円
非課税世帯		35,400円	24,600円

上位所得者とは、基礎控除後の総所得金額が670万円を超える世帯の人です。

なお、世帯の中で合算して計算することがありますので、詳しい計算方法については国民健康保険係へお問い合わせください。申請手続きが必要な場合は、市から世帯主あてに通知をします。

4 その他の主な給付

次の事項に該当するときは、申請により給付が受けられます。

- 1 国保に加入している人が出産したとき。 出産育児一時金 子ども一人につき30万円
- 2 国保に加入している人が死亡したとき。 葬祭費 5万円
- 3 医師の指示により病院から病院へ入院先などを移ったとき。 移送費

5 退職者医療制度

長い間会社に勤めた後で国保に加入した人は、老人保健制度の適用になるまでの間、退職者医療制度による医療を受けることになります。

- 対象者**
- 1 国保加入者
 - 2 老人保健制度の適用を受けていない人
 - 3 厚生年金や共済組合などの年金を受けている人で、加入期間が20年以上、または40歳以降10年以上ある人。

年金証書を受け取った日から14日以内に届け出をしてください。

届け出に必要なもの 年金証書 保険証

今回は、3月15日号で保険料・保健事業についてお知らせします。